

(様式第2号)

要 点 録

令和4年3月31日作成

会議の名称	令和3年度第1回島本町立人権文化センター運営委員会		
会議の開催日時	令和4年3月17日(木)午後2時～午後4時5分		
会議の開催場所	島本町立人権文化センター 2階集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	人権文化センター	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	山田委員、林委員、中村委員、山本委員、後藤委員、東田委員		
会議の議題	1 島本町立人権文化センター運営委員会会長等の選出について 2 令和3年度島本町立人権文化センター事業報告について 3 令和4年度島本町立人権文化センター運営方針(案)及び事業概要(案)について 4 その他、研修会「コロナパンデミックと新型コロナ差別」		
配付資料	・レジュメ ・令和3年度島本町立人権文化センター事業報告(速報)【資料1】 ・令和4年度島本町立人権文化センター運営方針(案)【資料2】 ・令和4年度島本町立人権文化センター事業概要(案)【資料3】 ・島本町立人権文化センター条例【資料4】 ・島本町立人権文化センター条例施行規則【資料5】 ・島本町立人権文化センター運営委員会規則【資料6】 ・島本町人権啓発施策審議会条例【資料7】 ・島本町人権啓発施策審議会条例施行規則【資料8】		

	・島本町立人権文化センター運営委員会名簿【資料9】
審議等の内容	別紙のとおり

令和3年度第1回人権文化センター運営委員会要点録

日 時 令和4年3月17日（金）午後2時から同4時5分
場 所 島本町立人権文化センター 2F集会室
出席者 山田委員、林委員、中村委員、山本委員、後藤委員、中村委員
事務局 矢野所長、前田

事務局

島本町立人権文化センター運営委員会規則第5条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があるため、会議が成立している旨の報告。

配布資料の確認

（自己紹介）

案件1 島本町立人権文化センター運営委員会会長等の選出について

会長に山田委員、副会長に林委員を選出。

会 長

就任あいさつ

（傍聴者なし）

それでは、次第にそって進める。

案件2 令和2年度島本町立人権文化センター事業報告について、事務局から説明を願う。

事務局

【資料1】に基づき説明。

会長

何か質問等はないか。

（人権文化センター利用者集計表）3月が0となっているのは、まだ集計をしていないという理解でよいか。

事務局

そのとおりです。

委員

相談業務のところに入権ケースワーク相談とあるが、その相談を受ける方は何か資格かお持ちの方か。

事務局

人権ケースワーク相談は、人権まちづくり協会に委託しており、当協会では人権相談員が配置されている。相談員は大阪府の人権相談員養成講座の受講を経て相談を受けていただいている。今は元人権擁護委員も在籍され、そういう方などに相談にのっていただいているという形になっている。

会長

他に意見が無ければ次の案件に進む。

案件3 令和4年度島本町立人権文化センター運営方針（案）【資料2】及び事業概要（案）【資料3】について

事務局

資料2及び資料3に基づき説明。（使用料改訂の検討〔事務担当者レベルの内容〕及び男女共同参画スマイルプランの作成、機構改革に伴う所掌事務の変更等について）

会長

何か意見等はないか。

使用料の改定について原案はできているのか。

事務局

現在精査中であるが、例えば200円をいただいているところは300円にするとといった感じである。他より少し料金があがるのが料理教室で工事したこともあり250円ぐらい上がるかなという感じである。あと、事務局の腹案であるが、センター横の広場の有効活用ができていないので有料化して貸し出しができれば、このセンターも使ってもらえるのではないかと考えているが、現時点ではあくまで事務局案であり正式に決定したものではない。さらに部内での方向性を決定したものでもない。

現在、人権文化センターの維持管理にどのくらいかかり、どれくらいいただければ受益者負担の範囲内なのかという計算をしているところである。

委員

このセンターが建ってからだいぶ長く、この間、改造工事がなされてすごく便利になって、水道もきれいになって設備的にもすごくよくなってきている。

このたび料金の改定を考えておられるとのことだが、いつもここを利用されている百歳体操やカラオケ教室の参加者は高齢者、それも年金生活者が多く見受けられるので、最小限度に留めていただきたい。

そして、メンテナンスの方もお金をいただく以上は、使おうと思ったら潰れていたということがないように、ピアノも1台増えているようなので、予算的にも2台の調律を1年に一回ぐらいできるようにお願いしたい。

事務局

以前から集会室にピアノが一台あるが、多目的室にもう一台ピアノが令和3年度に増えた。7月5日に寄贈でいただいていたもので、今年度、調律はさせていただけしていないが、来年度については2台分年1回の予算は取れており、メンテナンスの方は進めていきたい。集会室は稼働率が高いのでピアノ利用以外の方が使っていて、ピアノを利用したいという方が重なった場合、別の部屋を案内できるので使い勝手という意味では良くなったと事務局としては感じている。

委員

今回初めて人権文化センター運営委員会の委員をさせていただいた。人権文化センターという名前からどういうことをするのかなど、何か事業をするにしても人権というところに重きを置いているのかなと思い描いて会議に来たが、実際にやるのは、ここで書いてある事業概要で、私は色々なことを民児協でやっているが、そちらと似たようなことをやっているなど。

この運営委員会はどういう所をめざして何を目的としてやっていくのか。ぼやっとしていて掴めていない。そのへんのところを説明して欲しい。

事務局

だいぶ前に遡っての話で申し訳ないが、もともところらの建物は解放会館という隣保館であり、そして人権文化センターになった。隣保館は何するかと言うと、地域の福祉施設、福祉会館という形で、地域の福祉を向上させるための啓発などを担っている。

その後、町の機構改革があり、本庁にあった人権推進課と人権文化センターという建物の名前ではなく課が合体し、町の人権推進と隣保館として両方をいっぺんに担うという形になったので、ここは隣保館兼女性施策のセンター兼人権

推進課という3つの場を兼ねているところになっている。もともとは人権文化センター運営委員会で話しがされていたのは、実はこの資料でいうところのセンター管理事業と隣保館事業のところである。

今、委員がおっしゃっている人権と聞いた時にイメージする人権というのは、おそらく人権擁護・平和意識の啓発事業、男女共同参画事業のあたりが近いのかと思う。センター管理運営事業と隣保館事業の部分はどちらかというところ「何か事業をやっているな」とか、「部屋を貸しているな」とかという印象に近いと思う。

もともこの人権文化センターは、地域の建物であり、住民や福祉関係の方の意見を聞きながら、地域の問題解決を図っていこうと、どういうところが困っていて、どうしたらみんなで交流していけるのかを話すための人権文化センター運営委員会だった。

その後、課としての人権文化センターが人権啓発施策審議会も所管することとなり、一種の二重構造になっていて、委員さんの中には両方を兼ねておられる委員さんもそれなりに人数おられる。その人権啓発施策審議会の中で男女共同参画計画や人権施策のことを話し合っており、本日配布した資料の人権啓発施策審議会施行規則第2条に部会の運営という条項があって、第1部会は女性、子ども、高齢者等の人権に関する問題、第2部会が同和、障害者、外国人等の人権に関する問題について規定されており、それぞれ何か事案が発生した時に話し合うという部会があり、隣保館が入ってきていないけれども人権文化センター運営委員会と人権啓発施策審議会とは似たようなところを守備範囲にしているというのがある。部会の一つとして人権文化センター運営委員会を将来的に同一にできればと思っており、その第3部会になるのかわからないが、部会部門としてこの人権文化センターあるいは隣保館運営のこの話ができる部会という形ができればと実は考えていたところである。

この人権文化センター運営委員会がセンターの事業全部の話をする場であり、人権啓発施策審議会での話しと人権文化センターとしてやる事業の話もするといった中途半端な形になってしまっているという状態である。

要するに、人権文化センターが課としてやる事業を全部紹介・説明し、それに対して地域の住民が抱えている問題があるので、その解決のためにこういう事業をやればいいのかとか、そういう意見をいただくというような場ではある。

委員

ピンとこないが。

民生委員や福祉委員や社協とか似たようなところが色々ある。その違いって

何なんだろう。今回の人権文化センター運営委員会はこういうところが違ってこれをねらってやっているというのがあるのかと思い、質問させていただいた。何が違うのか、よくわからない。

委員

説明の中で、人権文化センター運営方針（案）を省略したから、わかりにくいのではないかな。

事務局

資料2のところの一番上のセンター事業の上のリード文のように載せている箇所を事前に送付していたので、読んでいただいているものと思い省略した。

ここに人権文化センターのそもそもの設置の趣旨を記載させていただいており、この設置の趣旨に基づき人権文化センターは事業を実施しているところであり、その事業についての意見をいただくなり、話をさせていただく場という形になる。町の人権施策を事前にすべて聞いていただける場という形にはなっている。

委員

よくわからないが。何かを決める場なのか。何かを検討してどこかに提言する場なのか。

事務局

委員の最終的な目標としてという形。例えば、諮問機関というのであれば、町長からの何か諮問を受けて委員から答申案として返すという委員会もあると思うが、ここはそういう場所ではなくて、来年度の方針案を説明し、例えば料金の改定など大きな問題があれば話をさせていただく。一言で集約すると、ご意見をいただく場である。

委員

何かもうひとつね。われわれがここで何をやるのかがピンとこなかった。おいおいわかってくるかもしれない。

事務局

非常に具体的な話であるが地域交流事業で、そば打ちとかをやったらどうかとの意見をいただき、そば打ち教室を始めた事例などもあった。

会長

町内には委員がおっしゃったようにいろんな人権とか委員会もあつたり、組織もあつたり、それをどっかでまとめて集約しないといかんのですね。

それは最後は町長までいくのでしょうけれど、ここが主に庁内の各課と調整をしながら、今のこの委員会はこの会館の運営みたいなことを主体にすればいいと思うんですけど、何かお話を聞いてると町内でもいろんなところでこう分かれているから統制が難しい。

事務局

人権文化センターについては、人権そのものがありとあらゆるところに含まれているので、人権色を主体にしているところとそれ以外の部分が重なり合っている。例えば、福祉の部分が重なり合っていたりすると福祉のことを主体にしている福祉の団体があるので、同じようなことを福祉も人権もやっているという形になってしまって何か似たようなことをやってる印象になりがちである。

ただそういう意味では、人権文化センターはすべての人権施策を一手に引き受ける形になっているので、横のつながりを持つ人権施策をやろうと思えばできる。例えば、企業の人権と言えば他市では企業のことを所管している課がするが、企業が企業の就職差別問題だけをやっておけばいいかといえ、そうではなくて、企業の中での女性の問題、ハラスメント関係とかいろんなものが企業の人権の中に入っている。しかし、実際は他市では企業の人権をやっているところで就職差別だけを取り扱うみたいな形になっている。本町では、企業の人権の中ですべてを包括的に取り扱うことができるので、企業に対してハラスメントの問題や育休の問題やイクボスの問題など関連してできることが利点ではある。

それ以外には、平和関係を所管している。平和に関しては、基本的に意見をいただくということが少ないので内容としてはでてこない。どうしても具体的に意見をいただくようなことを箇条書きにすると資料のような形になってしまう。

会長

4月以降は国際交流とか、NPOとかが入ってくる可能性があるのか。

事務局

ボランティアの関係も民間でやっているところや町でやっているところもある。今後、それを連携してやっていくのか、町を中心として、ボランティアさ

んを繋げて、民間の方に紹介していく形になるのか。いずれにしても所管となる予定である。

余計に、運営委員会って何するのという話になると思うが人権文化センターの運営方針に書いてあるとおりに人権施策課題への理解を深める、人権課題への理解を深めるための事業を実施するので、例えば、町では今こういう講座をやっている、このように総括しているけど、最近実施していない課題があつて、そこら辺りに力を入れたらいいんじゃないのかとか、逆にこういった団体でもやっている事業があるが、町と連携してやったらどうかなど、そういう意見をいただく場でもあると考えている。

委員

あまりにも人権というと広すぎて掴みどころがない。

ただ漠然としてしまって人権なんとかって何なのかという感じ。

部落問題があるよとか、ハラスメントがありますとかいうと具体的にわかりやすい。人権といってしまうとわれわれが生活していく中に人権はすべて入ってくる。

委員

民生委員はまさに人権に取り組んでいると思う。

委員

極端に弱い人がいたら社会生活をするうえで手助けをする。

隣の人とちょっと手伝ってという人と似たようなものじゃないですか。

だから、掴みどころがない。

事務局

そういう意味で、人権に関わる団体から、委員としてみなさんに来ていただいている。

委員

何か一緒になって協力してできるものがあれば、いいのかなあと思う。

事務局

例えば、今度、こういう研修をしたらどうかとか、そういう意見をいただければいいのですが。われわれも町内の問題をすべて把握できるわけではない。みなさんのところでこういう課題があるとか、最近こういうことが増えてきた

とか、ただ町としてキャッチできていないので取組が薄いとかいうことも当然あると思う。そういう意見をいただけるとこちらの方も事業に反映させていけるかなど。そうすれば住民のみなさんにとっても必要な情報を届けられ、必要な事業として実施していけるので、よりよい効果がある。

せっかくするのだったら、たくさんの方にとって意義のある事業をやりたいと思うので、そういう効果のある事業ができるんじゃないかというふうに考える。

会長

いろいろと貴重な意見をありがとうございました。

今日の案件は終わるようですが、他に何かあればお願いします。

委員

今までの話しと関連すると思うのですが、非常に狭く人権、昔の発想で言いますと、ハラスメントを受けたとか、差別にはいろんな場面があると思う。差別を受けるとか、そういう問題の相談窓口というのはこちらと考えるとよいのか。

もちろん社協の窓口とコンタクトはできているとは思っているのだが、社協に相談にいくと人権文化センターが紹介されるのか。

事務局

困りごとを抱えた方が、ある程度力がある方であれば、必要とする専門の窓口に通り着けるのだが、どこに行っているのかわからないという方がいる。そういう方は、人権文化センターに来ていただくと、いったん話を聞かせていただいて、あなたの相談であれば、まちづくり協会がやってる人権相談がいいですよとか、例えば、社協がやってる相談の方がいいですよとか、より適切な窓口の案内をさせていただく。場合によっては、その相談は法務局ですねとかいう場合もあるかもしれない。専門的な相談窓口に関する情報を人権文化センターでは持っている。例えば女性に限らず男性相談、DVは男性でも受けるのでね。たぶん町内のどこに行ったらいいのかわからないというところがあるかと思う。男性相談も相談窓口を案内できる。最終的に困りごとでどこに行っていないかわからないときは人権文化センターに行くといった感じになる。

会長

いろいろありがとうございました。

案件4その他で、事務局から伝えることはないか。

事務局

2点あり、1点は料金の改定を検討しているので最終的にみなさまに正式な形で報告できるような段階に辿り着けば、今後、報告させていただき、こちらで意見をいただくという形になろうかと思う。

もう1点は人権啓発施策審議会というものが別途あり、そちらの方は計画などを作る時に諮問をし、そこから答申案を作る会議だが、結局、ここでも人権の話しをするので、全部その施策審議会の中の包括的に人権を取り扱うような形にするとわかりやすいのではないかと事務局では考えている。人権文化センター運営委員の方の中にも何人かは人権啓発施策審議会委員の両方を兼ねておられるので、部会という形でこの運営委員会が入っていったら良いと考えている。今回、皆さんの任期は2年ですが、その次になるのか途中になるのか、現在では未定だが、そういう形で事務を進めていければと考えている。

会長

ありがとうございました。

本日予定していた案件はこれで終わりとしまして、引き続いて、研修会をする予定としているので、受けていただければと思う。

事務局

研修会「コロナパンデミックと新型コロナ差別」

今年度、職員研修で職員のみなさんに見てもらった「コロナパンデミックと新型コロナ差別」で1時間くらいあるが、視聴いただければと思う

以上